

**令和 6 年度第 3 回
消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会 議事要旨**

1 日時

令和 7 年 2 月 17 日（月）13 時 30 分から 15 時 30 分

2 場所

経済産業省別館 2 階 240 各省庁共用会議室（WEB 会議併用）

3 出席者

(1) 委員

小林座長、上矢委員、中村委員、森山委員、吉岡委員、三枝委員、志賀委員、合庭委員、山橋委員、奥氏（吉村委員代理出席）、北野氏（木原委員代理出席）

(2) オブザーバー

一般社団法人日本火災報知機工業会、一般社団法人日本消火装置工業会、
一般財団法人日本自動車研究所、一般財団法人日本自走式駐車場工業会、
公益社団法人立体駐車場工業会、消防庁消防大学校消防研究センター

(3) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、明田設備専門官、西田設備係長、金子事務官、馬場事務官、
前田事務官

4 配布資料

- 資料1-1 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書【概要】（案）
- 資料1-2 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書（案）
- 資料1-3 実車を用いた消火実験について（第 2 回）
- 資料1-4 駐車場における B 火災（燃料漏洩火災）の取扱いについて
- 資料 2 通信手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準のあり方について
- 参考資料 1 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会開催要綱
- 参考資料 2 令和 6 年度消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会委員名簿
- 参考資料 3 これまでの検討における主な意見

5 議事

- (1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討（PFAS を含まない駐車場消火設備）
- (2) 通信手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準に関する検討

6 主な意見交換（○：委員、■：オブザーバー、●：事務局）

- (1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討（PFAS を含有しない泡消火薬剤を用いた駐車場消火設備）
 - 報告書（案）のとおりで特段問題ないとする。基準の改正に関して、既設の泡消火設

備のみが対象ではなく新設する泡消火設備も対象となるのか。

- 基準の改正に関しては、既存の泡消火設備に限定することなく新設の泡消火設備も対象とするように考えている。
- 水成膜泡と合成界面活性剤泡とで試験基準の 25 パーセント還元時間が異なっている（水成膜：60 秒、合成界面活性剤 30 秒）が、今回の実車での消火実験を行った際の泡消火薬剤の 25 パーセント還元時間は測定しているのか。
- 今回の実車での消火実験を行った際の泡消火薬剤の 25 パーセント還元時間は、3 分から 4 分程度であった。
- 燃料配管からの漏洩については、環境問題の観点から、2000 年初め頃以降エンジンから燃料タンクへのリターン配管を設けず必要量のみ燃料を供給する制御機構に変更されているため、エンジン始動中に燃料が漏洩する可能性はあるが量は少ないと考えられ、また、エアバッグの作動と連動して燃料ポンプを停止する機能が取り入れられるなどの安全対策が進んできているため、燃料配管からの漏洩についてはほとんど発生しないと考えられる。燃料タンクからの漏洩については、燃料タンクの耐火性能試験は他車からの燃料プール火災が発生して以降の状況を想定しているもので、本検討部会で検討している車両火災初期の段階とは別と考えた方がよいのではないのか。
- PFOS 含有の泡消火薬剤を PFOS 非含有の泡消火薬剤に交換する際に、消防設備メーカーが配管内に PFOS 含有の泡消火薬剤が残存してしまうことを懸念し、配管のフラッシングをしないと交換工事を請けないことがある。泡消火薬剤を交換する際の洗浄方法や、部品として交換することが必要な範囲について行政が示すなど、今後交換が促進されるための取り組みについても検討いただきたい。
- 関係機関とも協議の上、検討していきたい。
- 実験で使用している合成界面活性剤泡消火薬剤（フッ素フリー）はメーカーの流通品なのか。
- 今回の実験で使用している合成界面活性剤泡消火薬剤（フッ素フリー）は現在開発中のもので基準の特例を申請中である。その他、各メーカーで基準の特例を取得している泡消火薬剤や既存の検定品も存在している。
- 基準の改正に関して、改正後の泡消火設備を設置することができる駐車場に対する条件（普通乗用車用のみ等）はあるのか。また、ルート A の基準が改正された場合の既存のルート B（特定駐車場用泡消火設備）基準との整合性はどのように考えているのか。
- 改正後の泡消火設備を設置することができる駐車場に対する条件を設けることは、現時点では考えていない。また、基準の改正内容については、現在検討中であるため、御指摘の事項も踏まえ引き続き検討を行っていききたい。
- 大規模なロジスティックセンターが増えてきており大型車両が駐車される駐車場の用に供する部分が増えてきているため、そのような駐車場でも問題ないか危惧しているところである。
- 大規模な倉庫に関する防火対策については、別の部会である「火災予防の実効性向上作業チーム」で検討を行っているところであり、御指摘の事項も踏まえ引き続き検討を行っていききたい。

- 本日の検討会での意見や後日提出された意見を踏まえた報告書の修正及び確認については、座長に一任することとして異議はない。

(2) 通信手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準に関する検討

- 火災通報装置が3項電話による代替えが認められている用途について、携帯電話が3項電話として認められた場合、火災通報装置は不要とするということか。
- 従前と異なり、現在は基本的に皆携帯電話を所持していると想定されるため、火災通報装置が3項電話による代替えが認められている用途については、火災通報装置の設置義務の対象から外したとしても支障を生じることはないのではないか検討しているところである。
- 携帯電話によるアプリのほか、海外ではSNSなどショートメールを利用した通報方法もあると聞いているが、そういったものの活用は検討しているのか。
- 消防庁として119番通報に係る通報手段の多様化は検討を行っているところであり、諸外国の状況も踏まえつつ、引き続き検討を行っていきたい。
- 携帯電話を3項電話と認めることについて、現場での期待も大きく、防火対象物側への対応に苦慮しているので、法令改正や通知の発出等いずれの対応でもなるべく早めに結論を示していただきたい。
- 御指摘を踏まえつつ、なるべく早くお示しできるようにしたい。

以上